第6章 社会保障協定

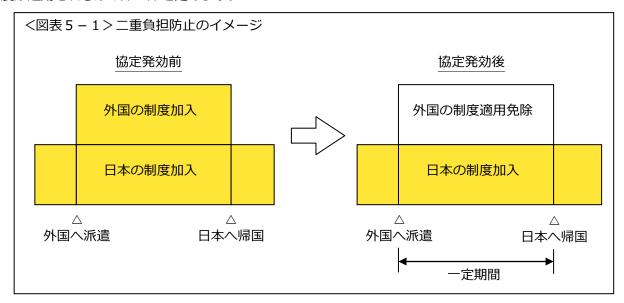
1 社会保障協定の意義

外国で勤務する日本人の増加に伴い、日本と外国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならない場合があるという**二重加入の問題**や、外国の年金制度に加入した期間が短いと年金給付を受けられない場合があるという**保険料掛け捨ての問題**が発生しています。

これらの問題に対し、適用される制度の調整によって二重加入を解消し、また年金期間の通算により 年金受給権の確保を図ることを目的として各国と社会保障協定の締結を進めています。

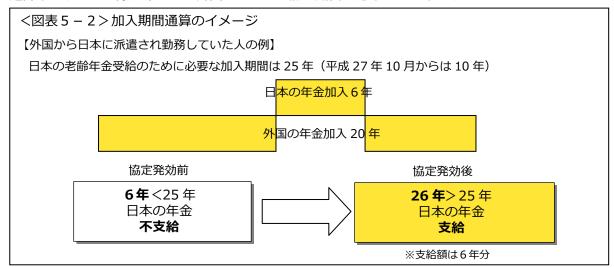
2 二重負担の防止

社会保障協定により、日本または外国の年金制度のどちらか1つに加入することとし、どちらの制度が適用されるかのルールを定めます。



3 加入期間の通算

社会保障協定により、年金受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算します。その際、年金額は両国それぞれの加入期間に応じた額とします。



4 社会保障協定の締結等の状況

(平成25年4月1日現在)

平成 12 年 2 月にドイツと間で協定が発効して以来、平成 25 年 4 月 1 日までに、欧米先進国を中心に 14 カ国との間で協定が発効しています。また、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、これら 新興国との間でも協定の締結を進めているところです。

(1) 発効済み 14カ国

■ ドイツ 平成12年 2月発効

₩ 英国 平成13年 2月発効

逐 大韓民国 平成17年 4月発効

■ アメリカ 平成17年10月発効

■ ベルギー 平成19年 1月発効

■ フランス 平成19年 6月発効

・ カナダ 平成20年 3月発効

■ オーストラリア 平成21年 1月発効■ オランダ 平成21年 3月発効

 ■ スペイン 平成22年12月発効

■ アイルランド 平成22年12月発効

☑ ブラジル 平成24年 3月発効

➡ スイス 平成24年 3月発効

(2) 署名済み 2カ国

(3) 政府間交渉中 4カ国

ハンガリー 平成24年 9月第4回政府間交渉実施

一 ルクセンブルク 平成23年 2月第2回政府間交渉実施

スウェーデン

平成23年10月第1回政府間交渉実施

平成24年 3月第3回政府間交渉実施

(4) 予備協議中等 5カ国

オーストリア 平成24年10月第3回当局間協議実施

🛂 スロバキア 平成23年11月第3回当局間協議実施

マポステンド 平成24年10月第1回当局間協議実施

フィリピン

中国

平成24年 8月第3回作業部会実施

平成25年 1月第3回作業部会実施

年金制度の国際比較 5

	制度体系	強制加入対象者	保険料率 (2012 年末)	支給開始年齢 (2012 年末)	年金受給のため に必要とされる 加入期間	国庫負担
日本	2 階建て	全居住者	(一般被用者) 厚生年金保険:16.766% (2012.9~、労使折半) ※ 第1号被保険者は定額 (2012.4~、月あたり14,980 円)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金保険: 60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年 度までに65歳に引上げ	25年 (2015年10月に、 25年から10年に短 縮される予定)	基礎年金給付費の 2分の1
アメリカ	1 階建て 適用 対象 外 老齢・遺族・障害保険 被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	10.4% 本人:4.2% 事業主:6.2% ※ 2011 年・2012 年は一時的な特別措置として本人の保険料率が6.2% から 2% 引下げられ、4.2%となっている。	66 歳 ※ 2027年までに67歳に 引上げ	40 加入四半期 (10 年相当)	通常国庫負担は行われないが、2011年・2012年については一時的な特別措置として保険料率が2%引下げられているため、不足分を補うために国庫負担が行われている。
英国	2 階建 T 国国家第二年金金金金金金金金を使用者及び自営業者	被用者及び自営業者	(一般被用者) 25.8% 本 人:12.0% 事業主:13.8% ※ 保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	男性: 65歳 女性: 61歳3カ月 ※ 女性について2018年までに65歳に引上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引上げ ※ さらに、2034年から2046年にかけて男女ともに66歳から68歳に引上げ	なし (2007年の法改正に より受給資格期間は撤 廃。ただし、旧法適用 対象者の年金受給には 男性11年、女性9.75 年の加入期間が必要)	原則なし
ドイツ	1 階建 T	民間被用者及び一部 の職業に従事する自 営業者(弁護士、医 師等)	(一般被用者) 19.6% (労使折半)	65 歳 1 カ月 ※ 2012 年から 2029 年 までに 67 歳に引上げ	5年	給付費の 27.7% (2011 年)
フランス	1 階建 T 特別 別別 制度 度 使用者 被用者	被用者及び自営業者	(一般被用者) 16.85% 本 人: 6.85% 事業主:10.0 %	60 歳 9 カ月 ※ 2017年までに 62 歳 に引上げ	なし	一般税、一般社会 拠出金(CSG)等 より約 30.0% (2011 年)
スウェーデン	1 階建て 保証年金 所得比例年金 ・	被用者及び自営業者	17.21% 本人: 7.0 % 事業主:10.21% ※ その他に遺族年金の保険料 1.17%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)	61 歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開 始年齢は 65歳)	なし (保証年金については 最低3年のスウェー デンでの居住が必要で あり、満額受給は40 年の居住が必要)	保証年金部分

- 資料出所

 Social Security Programs Throughout the World: Europe,2012 / The Americas,2011

 Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union

 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ(東京大学出版会)

 各国政府の発表資料 ほか